

栗山町過疎地域持続的発展市町村計画令和8年度～令和12年度（案）

に関する意見募集の結果公表

栗山町過疎地域持続的発展市町村計画令和8年度～令和12年度（案）（以下、「本計画案」という。）に対して、町民の皆さまからいただいたご意見について、以下のとおり本計画案に関する本町としての考え方をまとめましたので公表いたします。

貴重なご意見をお寄せいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

【意見募集結果】

案件名	栗山町過疎地域持続的発展市町村計画令和8年度～令和12年度（案）	
募集期間	令和7年12月24日（水）から令和8年1月6日（火）まで	
意見の件数	3件（1人）	
意見の取扱	A	意見を受けて案を修正したもの
	B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
	C	案を修正していないが、今後の施策の参考とするもの
	D	案に取り入れなかったもの
	E	案の内容についての質問等
意見の提出方法	持参	3件
	郵送	—
	ファクシミリ	—
	電子メール	—

【意見に対する栗山町の考え方】

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	取扱区分
1	1. 基本的な事項 (4) 地域の持続的発展の基本方針 ①基本方針 (7 P) 本町の持つ潜在力と可能性を引き出しとありますですが潜在力と可能性について具体的な標記が必要かと思います。	本計画は栗山町第7次総合計画と整合性を図り本計画案の作成をしております。 その上で、ご意見いただいた「潜在力と可能性についての具体的な標記」であります が、第7次総合計画における基本構想及び基本計画の検討にあたっては、本町が持つ潜在力と可能性を十分踏まえた中で各種事業計画を策定しており、それぞれの計画事業において盛り込んだ内容であると認識しております。 なお、本計画案の作成にあたっては、第7次総合計画の中から過疎対策に特化した取組について、必要な内容のみ記載しております。	C
2	3. 農業の振興 (3) 計画 2. 農業の振興 (3) 経営近代化施設 農業 (14 P) 区画整理の面積が公表されている資料(栗山町基盤整備状況及び地域開発構造図令和7年4月現在)と誤差がありますが統一することは出来ないのでしょうか。	道営基盤整備事業については、隨時、地権者や地元の住民等との協議の上、区画整理の面積を調整しており、また、制度改正により、区域の面積上限など変更され区域ごとの面積の調整が必要となる場合があります。 ご指摘の資料(栗山町基盤整備状況及び地域開発構造図)は令和7年4月現在のものであり、本計画案については令和8年4月からの計画期間としていることから、面積調整及び地元との調整等を考慮した内容のため差が生じております。	C
3	13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (1) 現状と問題点 ①自然環境 (48 P) 大規模太陽光発電所(メガソーラー)が全国各地で問題が続出していることで本町も不適切、無秩序な開発を防ぐためにも問題点と対策について何らかの文言として標記してはどうでしょうか。 脱炭素に向けた太陽光発電が炭素を吸収する森林や緑地を破壊しては意味がないので再生可能エネルギー推進と自然保護を両立できる対策の文言の表記。	本計画は各自治体の総合計画との整合性を図って策定するものと法令に定められており、本町も栗山町第7次総合計画と整合性を図り本計画案を作成しております。 したがって、大規模太陽光発電所を含む再生可能エネルギー推進と自然保護を両立できる対策等については、現行の栗山町第7次総合計画に示されていないことから、本計画案にも課題や対策について明記しておりません。 しかしながら、大規模太陽光発電所の問題については、現在、国においても、各省庁所管の法令等の点検や更なる事業規律の強化など対策パッケージの検討を進めてい	C

	<p>ることから、本町においても国や道、他自治体の動向を注視しつつ、課題の整理や町ができる対策、栗山町第7次総合計画の各分野に掲げる施策との整合など必要な検討を進めてまいります。</p>	
--	---	--